

自動更新します マイタク利用回数



☎ 交通政策課 ☎027-898-5844

マイタクの利用回数は昨年度と同じ1人当たり年70回。1運行(片道)2回まで、1日4回まで利用できます。既に登録済みの人は、4月に利用回数が自動更新されるため手続きは不要です。

● **新しいマイナンバーカードになったら手続きを**
マイナンバーカードの紛失や更新などでマイナンバーカードを新しく作成した場合は、新しいマイナンバーカードにマイタクを登録する手続きが必要です。

● **長距離移動は2回分利用でお得**
タクシーの運賃が一定の金額を超えた場合、マイタクの割引を1運行(片道)で2回分利用できます。2回利用時は、乗車時と降車時にそれぞれマイナンバーカードをタクシー端末にタッチしてください。詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。

乗車する登録者が1人の場合

1運行(片道)につき **2回** まで利用可能

運賃の半額(最大2,000円)を割引

※運賃が2,000円以下の場合、利用できる割引は1回分で、割引額は運賃の半額(最大1,000円)です。

乗車する登録者が2人以上の場合

1運行(片道)につき各自 **2回** まで利用可能

最大1,000円×人数を割引

※運賃が「500円×人数」円以下の場合、利用できる割引は各自1回分で、割引額は最大500円×人数です。

前橋版電子地域通貨 めぶくPay



☎ めぶくPayコールセンター ☎050-3315-9911 (平日9時~17時) ※4月1日から電話番号が変わりました

めぶくPayは、スマホのめぶくアプリから登録できる電子決済サービス。クレジットカードや銀行口座などからチャージができ、1ポイント1円として市内加盟店で利用できます。

● **3%ポイント還元**
支払額に応じて3%のポイント還元を来年3月31日(火)まで実施。翌月中旬にポイントを付与します。なお、予算に達し次第、終了する場合があります。

● **利用登録サポート実施中**
めぶくIDの発行やアプリの操作方法などを相談できます。5月以降のサポート窓口は、めぶくPay公式ホームページをご覧ください。

若者も高齢者も バス運賃を割り引き

☎ 交通政策課 ☎027-898-5939

来年3月末時点で13歳~22歳と70歳以上の人がGunMaaSのサイト上でマイナンバーカードと交通系ICカードを登録すると、市内を運行する路線バス(マイバスを含む)の運賃が10%引きで利用できます。登録方法など詳しくは前橋交通ポータルをご覧ください。

☎ 市内在住の来年3月末時点で13歳~22歳と70歳以上の人

● **マイナンバーカードの電子証明書を更新したら手続きを**

マイナンバーカードの電子証明書の失効や更新をした場合は、路線バス敬老割引・若者割引やデマンドバスの割引などの市民割引のサービスを受けられません。更新したら、GunMaaSマイページか市役所1階マイタク窓口でマイナンバーカードの登録をしてください。また、路線バス敬老割引・若者割引は再度電子チケットの使用開始手続きが必要です。



6月2日(月)から 窓口・電話の受付時間を変更します

☎ 職員課 ☎027-898-6507

6月2日(月)から市役所と出先機関の窓口・電話の受付時間を試行的に変更します。1年間の試行期間中に、利用者への影響や電子申請などの拡大状況などを総合的に検証し、本格実施の判断をします。

対象施設	窓口・電話の受付時間	
	6月2日(月)から	変更前
市役所本庁舎 各支所・市民サービスセンター 第二~第五証明交付コーナー 保健所・保健センター 水道局 消防局・消防署	9時~17時	8時30分~17時15分
前橋プラザ元気21内 証明サービスコーナー	10時30分~19時	10時~19時

※保育所・児童館・図書館・文化施設・清掃工場など、上記以外の施設の開館(開庁)時間は変更ありません。
※119番通報や緊急時の当直対応の取り扱いに変更はありません。

マイナンバーカード 電子証明書の更新を忘れずに

☎ 市民課 ☎027-898-6101

マイナンバーカードの電子証明書(4桁数字と6桁~16桁英数字の暗証番号)はカード発行から5回目の誕生日まで有効です。有効期限が切れる3カ月前から順次、有効期限通知書を送付。同封のパンフレットを確認し、マイナンバーカードを持参して窓口で手続きをしてください。なお、更新日は電子証明書を利用した各種サービス(保険証利用、コンビニ交付・e-Taxなど)が利用できない可能性があります。また、発行時に未成年だった人は5回目の誕生日にマイナンバーカード自体の更新が必要です。

● **電子証明書の有効期限が切れた場合**
各種証明書のコンビニ交付サービスやマイナ



ポータルへのログイン、e-Taxなどの電子申請が利用できません。また、有効期限から3カ月経過すると健康保険証としての利用ができません。なお、マイナンバーカード自体の有効期限が切れていなければ本人確認書類としての使用は可能です。

電子証明書手続き可能窓口

場所	本人手続き	代理人手続き
市役所市民課	○	○
大胡・宮城・粕川・富士見支所	○	○
城南支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンター	○	×

※代理人が手続きする場合、本人のマイナンバーカードに加え、代理人の顔写真付き本人確認書類が必要。また、電子証明書の有効期限が切れていた場合や暗証番号が照合できなかった場合は当日手続きが完了しません。

休日・平日延長窓口を利用して マイナンバーカードの手続きを

☎ 市民課 ☎027-898-6101

市役所でマイナンバーカードの休日窓口と平日延長窓口を開設します。なお、カード作成の申請はできません。

☎ (休日窓口) 4月6日(日)8時30分~17時30分、4月13日(日)8時30分~12時(平日延長窓口) 4



休日・平日延長窓口



マイナカードの受け取り

月8日(火)・22日(火)、19時まで(混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります)

☎ (受け取り)マイナンバーカード交付通知書、通知書に記載の本人確認書類など(電子証明書や暗証番号手続きなど)マイナンバーカード